

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

- この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、又は外国法人が同法第144条の8の規定により、それぞれ次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に使用してください。
 - 定款等の定めにより、又は特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 通算法人が多数に上ること、その他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合
 - 会計監査人を置いており、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあつては、4月）以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月（通算法人にあつては、4月）以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合
 - 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長月数の指定を受けようとする場合
 - ④又は⑤に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度（通算法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度を除く。）には適用がありません。
- この申請書の提出期限は、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日（通算法人にあつては、最初に適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から45日以内）までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 各欄は、次により記載します。

- 「提出区分」欄は、通算親法人がこの申請書を提出する場合にレ印を付してください。
- 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
また、2月以上（通算法人の確定申告書にあつては、3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（通算法人の確定申告書にあつては、2月）延長しようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数()」の()内に記載してください。
(注) 申請の事由が上記1の③に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。
- 「各事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑥までに掲げる事由が生ずることとなった理由を簡明に記載してください。
- 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
- 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。
- 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

- この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

- (注) 1 この申請書により法人税の確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。
- 通算法人が申告期限の延長の特例の規定の適用を受けようとする場合は、当該通算法人に係る通算親法人がこの申請書を当該通算親法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。
なお、通算親法人がこの申請書により確定申告書の提出期限の延長が認められると、当該通算親法人に係る通算子法人の確定申告書の提出期限についても延長されたものとみなされます。
 - 申告期限の延長の特例を受けている通算グループから離脱した際に、離脱した法人が法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例をその後も受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。
 - 通算法人以外の法人が、この申請により法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例が認められていた場合でも、その後、通算法人となった後に法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めてこの申請書を提出する必要があることにご注意ください。

- 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。